

平成 27 年 12 月 18 日

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告
〔 神 戸 市 民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会 〕

神戸市監査委員	谷	口	時	寛
同	吉	田	基	毅
同	む	ら	の	誠
同	藤	本	浩	二

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した平成 27 年度財政援助団体等監査について、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監 査 の 対 象

神戸市民生委員児童委員協議会（以下「市民児協」という。）における神戸市（以下「本市」という。）からの財政援助に係る出納その他の事務で、主として平成 26 年度執行の事務

2 監 査 の 期 間

平成 27 年 8 月 19 日～平成 27 年 12 月 18 日

3 監 査 の 方 法

監査は、財政援助に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

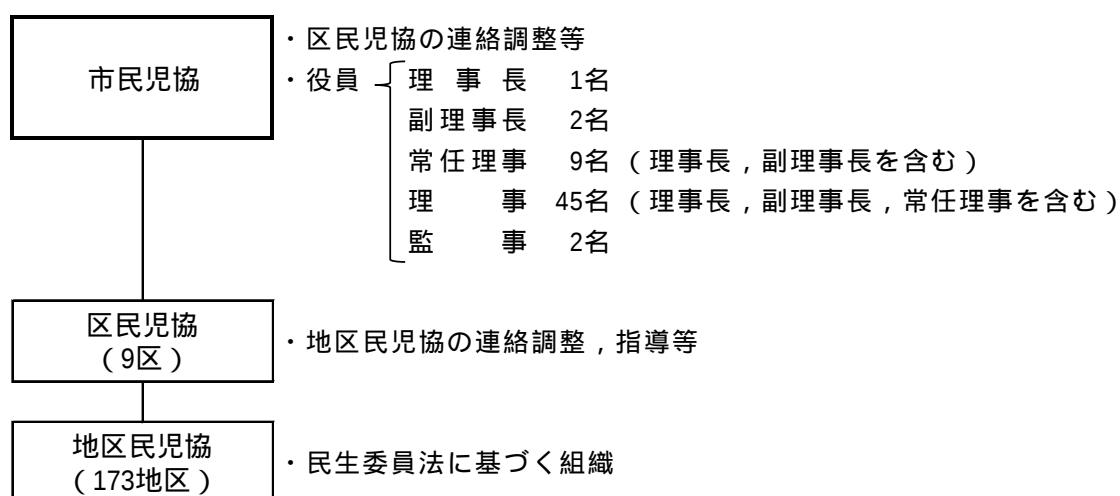
4 団体の概要

(1) 設立の趣旨

市民児協は、民生委員・児童委員精神の昂揚に努め、民生委員・児童委員活動の推進を図ることを目的として設立され、区民生委員児童委員協議会（以下「区民児協」という。）の連絡調整、民生委員・児童委員の資質向上に関する事業等を行っている。

なお、区民児協は、民生委員法に基づき 173 地区の地区ごとに組織されている地区民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」という。）の連絡調整や指導等を行っている。

（参考）組織概要



(2) 本市との関係

補助金

平成 26 年度は、区民児協活動助成，地区民児協活動助成，市民児協共済事業助成，全国民生委員児童委員連合会（以下「全民児連」という。）互助共励事業助成，市民児協運営助成，全国主任児童委員研修費用として 4,383 万円（当初交付額 4,408 万円から補助金返還金 24 万円を控除した額）を交付している。

なお，市民児協は，区民児協活動助成を区民児協に交付し，地区民児協活動助成については区民児協を通じて地区民児協に交付している。

(3) 事業の概要

市民児協の事務を処理する事務局は，中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（本市保健福祉局総務部計画調整課内）に置かれている。

市民児協の事業の概要は以下のとおりである。

区民児協の連絡調整

変化しつづける地域社会における課題や行政制度を踏まえた適切な地域福祉活動を行うため、毎月の常任理事会、隔月の主任児童委員連絡会等の会議を開催し、情報収集や意見交換を行った。

民生委員・児童委員の資質向上

市民児協の活動に役立てるとともに、自らの研鑽、他都市の民生委員・児童委員との交流、生きた情報を入手するため、各種の会議、研修会に参加し、民生委員・児童委員としてのスキルアップを図った。

民生委員・児童委員の相扶共済

規約及び共済事業要綱に基づき共済事業会計を設置し、民生委員・児童委員の互助共済事業を行っている。平成26年度は、退任記念品料41件、傷病見舞金39件等、合計115件の共済給付を行った。

また、全国社会福祉協議会が実施する全国民生委員互助共励事業のための会費を負担した。

兵庫県および大都市の民生委員・児童委員組織、その他関係団体との連絡調整

全民児連主催の全国規模の研修会に参加するとともに、対外的な会議等へ参加した。

その他

各区民児協の基本的運営及び活動に資するため助成を行った。また、地区民児協の活動に資するための助成を、各区民児協を通じて行った。

市民児協の主な業務量の比較は第1表のとおりである。

第1表 業務量の比較

(単位 比率：%)

項 目		平成26年度	平成25年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
地 区 民 児 協	地区数(地区)	173	173	0	0.0
民 生 委 員 ・ 児 童 委 員 主 任 児 童 委 員 ()	定 数 (人)	(平成27年4月1日時点) 2,571	(平成26年4月1日時点) 2,568	3	0.1
	人 数 (")	2,451	2,435	16	0.7
	定 数 (")	347	347	0	0.0
	人 数 (")	328	328	0	0.0
相 談 ・ 支 援 件 数	(件)	60,461	61,956	1,495	2.4
高 齢 者 に 関 す る こ と	"	36,142	36,719	577	1.6
子 ども に 関 す る こ と	"	12,717	12,632	85	0.7
障 害 者 に 関 す る こ と	"	1,687	1,622	65	4.0
そ の 他	"	9,915	10,983	1,068	9.7
研 修	件 数 (件)	16	16	0	0.0
	延参加人数(人)	4,941	5,255	314	6.0
全 国 規 模 の 研 修	件 数 (件)	5	5	0	0.0
	延参加人数(人)	15	15	0	0.0

()主任児童委員は、民生委員・児童委員の内数

(参考) 民生委員・児童委員の現況(平成27年4月1日現在)

区名	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計
地区民児協数 (地区)	16	17	19	16	25	19	23	19	19	173
定数 (人)	271	235	251	227	343	284	279	311	370	2,571
現在数 (人)	265	228	212	217	336	272	265	300	356	2,451
欠員数 (人)	6	7	39	10	7	12	14	11	14	120

(4) 収支状況

市民児協の一般会計にかかる収支状況は、第2表のとおりである。また、共済事業会計にかかる収支状況は、第3表のとおりである。

なお、消費税処理は税込処理である。

第2表 比較収入支出決算書(一般会計)

(単位 金額:千円, 比率:%)

			平成26年度		平成25年度		対前年度 増減	対前年度 増減率
			金 額	構成 比率	金 額	構成 比率		
収 入	会 費		8,785	13.1	8,774	12.8	12	0.1
	交 付 金		49,479	73.8	49,744	72.7	265	0.5
	市 交 付 金		44,588	66.5	44,291	64.7	297	0.7
	県 交 付 金		290	0.4	290	0.4	0	0.0
	県社協交付金		4,551	6.8	4,594	6.7	43	0.9
	全 民 児 連 交 付 金		50	0.1	568	0.8	518	91.2
	雑 収 入		1,192	1.8	-	-	1,192	皆増
支 出	繰 越 金		7,580	11.3	9,935	14.5	2,355	23.7
	収 入 合 計 (A)		67,036	100.0	68,452	100.0	1,416	2.1
	事 務 費		3,502	5.9	3,356	5.5	146	4.4
	職 員 費		1,974	3.4	2,116	3.5	142	6.7
	会 議 費		33	0.1	28	0.0	5	19.1
	旅 費		1,345	2.3	1,043	1.7	302	28.9
	そ の 他 事 務 費		151	0.3	169	0.3	18	10.7
	事 業 費		6,497	11.0	8,441	13.9	1,944	23.0
	分 担 金		1,609	2.7	1,211	2.0	398	32.9
	諸 費		2,123	3.6	4,465	7.3	2,342	52.5
	繰 出 金		2,765	4.7	2,765	4.5	0	0.0
	助 成 費		41,687	70.8	41,780	68.6	93	0.2
	区民児協活動助成		2,770	4.7	2,781	4.6	10	0.4
	地区民児協活動助成		34,365	58.4	34,405	56.5	40	0.1
	実 費 弁 償 費		4,551	7.7	4,594	7.5	43	0.9
	生活福祉資金貸付調査指導		4,551	7.7	4,594	7.5	43	0.9
	会 費		7,183	12.2	7,245	11.9	62	0.9
	全国互助共励会費		6,331	10.8	6,386	10.5	55	0.9
	兵庫県社協会費		426	0.7	430	0.7	4	0.9
	神戸市社協会費		426	0.7	430	0.7	4	0.9
	予 備 費		-	-	50	0.1	50	皆減
	支 出 合 計 (B)		58,869	100.0	60,872	100.0	2,003	3.3
	差 引 (A - B)		8,167	-	7,580	-	587	7.7

第 3 表 比較 収入 支出 決算 書 (共 済 事 業 会 計)

(単位 金額：千円，比率：％)

			平成 26 年度		平成 25 年度		対 前 年 度 増 減	対 前 年 度 増 減 率
			金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
収 入	繰 入 金		2,765	79.5	2,765	44.8	0	0.0
	繰 越 金		712	20.5	3,405	55.2	2,693	79.1
	収 入 合 計 (A)		3,477	100.0	6,170	100.0	2,693	43.6
支 出	事 務 費		37	3.3	49	0.9	12	24.6
	給 付 金		1,083	96.7	5,409	99.1	4,326	80.0
	弔 慰 金		180	16.1	180	3.3	0	0.0
	配 偶 者 弔 慰 金		130	11.6	200	3.7	70	35.0
	傷 病 見 舞 金		273	24.4	294	5.4	21	7.1
	配 偶 者 傷 病 見 舞 金		35	3.1	45	0.8	10	22.2
	退 任 記 念 品 料		295	26.3	4,370	80.1	4,075	93.2
	旧 会 員 死 亡 弔 慰 金		170	15.2	320	5.9	150	46.9
	支 出 合 計 (B)		1,120	100.0	5,458	100.0	4,338	79.5
差 引 (A - B)			2,357	-	712	-	1,645	231.0

5 監 査 の 結 果

本市からの補助金に係る出納その他の事務について監査した結果、事業は補助金の交付目的を達成しているものと認められた。また、事務処理もおおむね適正に行われているものと認められたが、事務の一部について次のような改善を要する事例があったので、今後適正な事務処理に努められたい。

なお、ひとりぐらしの高齢者等や児童虐待件数の増加などに伴い、地域福祉の推進役である民生委員・児童委員の役割及び業務は増加している一方、その担い手不足は深刻化している。今後も民生委員・児童委員活動の充実及び活動環境の改善のための取組を通じてその活動の支援を進められたい。

(1) 指摘事項

会計に関する事務

ア 補助金の実績報告において実績を記載すべきもの

平成 26 年度に本市は補助金を 44,088,000 円の交付決定により概算払を行った。

市民児協が本市に提出した実績報告書では補助金使用額を 43,838,962 円とし、実績報告書添付資料の決算報告では、支出 46,511,928 円に対し、収入は本市補助金 44,088,000 円及び市民児協負担 2,423,928 円とされていたが、支出及び収入の内訳で実績と異なる金額を記載している事例があった。

市民児協は、正しく実績を記載すべきである。

また、市民児協は本市からの補助金及び民生委員・児童委員の会費等により運営されてい

るが、実績報告書添付資料の決算報告では支出の各項目への補助金充当額が不明確であった。

本市は、市民児協に対し支出に対する補助金充当額が明瞭な書式での実績報告書及び添付資料の提出を求め、その内容を確認し、適切な指導監督を行うべきである。

(事例)

実績報告書添付資料の決算報告			支出決議書等 により確認した実績
項 目		金額	
収入	本市補助金	44,088,000 円	43,838,962 円
	市民児協負担	2,423,928 円	4,253,568 円
	収 入 合 計	46,511,928 円	48,092,530 円
支出	区民児協活動助成	2,912,112 円	2,770,346 円
	地区民児協活動助成	34,600,000 円	34,677,520 円
	地区活動助成金返還金	249,038 円	249,038 円
		1	2
	市民児協共済事業	1,120,152 円	2,765,000 円
	その他の支出項目	8,128,702 円	8,128,702 円
	支 出 合 計	46,511,928 円	48,092,530 円

1 最終的な支出額は返還金控除後の 34,350,962 円

2 最終的な支出額は返還金控除後の 34,428,482 円

(2) 意見

的確な会計処理を確保するための組織的な対応について

平成 26 年度の市民児協の会計処理について、以下の事例が多数あった。

的確な会計処理を確保するために組織的な確認の徹底を図るなどの対策を講じられたい。

(事例)

○収入決議書、戻入決議書、支出決議書兼支出命令書の記載内容が誤っていた事例

- ・収入決議書の収入科目欄に、歳出の科目が記載されていた
- ・決議書に記載した科目のコード番号と名称の対応が誤っていた

○前渡金払について、処理が誤っていた事例

- ・前渡金で支払っているにもかかわらず、決議書の支払方法は一般支払とされていた
- ・決議書の支出科目と精算書の支出科目に齟齬があった

○決議書に記載されている科目を、決算において決裁等の手続きを行わずに修正していた事例

凡 例

- 1 文中で用いる金額は，原則として千円の位以下を省略し，万円単位で表示している。
- 2 各表中の金額は，原則として百円の位を四捨五入し，千円単位で表示している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の比率は，百分率で表示し，小数点以下第 2 位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 4 各表中の符号の用法は，次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが，単位未満のもの。
 - 対前年度増減額及び率の場合は，零を含む。
 - 「 - 」 ----- 該当数値なし，算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が 1,000% 以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」 ----- 減少率が 1,000% 以上のもの。
- 5 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」および「地方消費税」をいう。